

令和元年度「大府市買い物支援ガイド」掲載事業者募集要項

1 趣旨

この要項は、市内商業の振興、買い物に不便を感じる方の利便性の向上を目的に作成する「大府市買い物支援ガイド」（以下「ガイド」という。）の掲載事業者を募集することについて、必要な事項を定めるものです。

2 ガイドの概要

(1) サイズ

日本工業規格 A 4 版

(2) 掲載内容

店舗情報【名称、住所、電話番号、FAX番号、ホームページアドレス、営業時間、定休日、支援サービス内容、取扱品目、受付方法、料金、条件等】

担当者情報【氏名、連絡先住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス】

(2) 作成数

3,000 部

(3) 配布先

公共施設での配布、高齢者関係団体への配布、市イベントでの配布 等

(4) その他

市ホームページにガイドデータ掲載

3 掲載事業者の条件

大府市民に対して、市民の日常生活に欠かせない食品や日用品などの調達に係る配達、御用聞きサービス、自宅を訪問しての役務の提供など、さまざまな買い物支援サービスを実施している下記対象業種の事業者であること。

<対象業種>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・日用品販売店・食品食材販売店（米穀店、酒店、精肉店、魚屋、パン屋など）・お弁当、仕出し、惣菜等販売店・薬局 ・電器店 ・書籍、文具店・ファッション店 ・介護、乳幼児製品取り扱い店・その他（灯油、クリーニングサービス、クリーンサービス、理髪・美容など） <p>※飲食店（出前）の場合は、1個からの受注も可能なこと及び市内の半分以上の区域に配達可能な店舗とする。</p> |
|--|

4 応募方法

大府市買い物支援ガイド掲載希望届（様式1）を市商工労政課へ提出してください（FAX、郵送、メール、持参のいずれの方法でも可）。

5 応募〆切

令和元年7月31日（水）まで

6 審査

大府市買い物支援ガイド掲載希望届の内容が本要項に定める事項を満たすと市が判断した場合は、ガイドに掲載します。

7 掲載内容の変更

掲載内容に変更が生じた際は、速やかに変更内容をFAX、郵送、メール等の文書が残る形式で市商工労政課へ報告してください（電話不可）。報告後、市ホームページに掲載しているガイドの内容を訂正掲載します。印刷物については、翌年度以降のガイドの印刷に反映させます。

8 掲載の取り止め

- ・ 掲載事業者が掲載の取り止めを希望する場合は、速やかに「大府市買い物支援ガイド掲載終了届」（様式2）を市商工労政課へ提出してください（FAX、郵送、メール、持参のいずれの方法でも可）。
- ・ 掲載事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことがあります。
 - （1） 本要項に定める事項を満たさなくなったと市が判断したとき
 - （2） 偽りその他不正の手段により届出されたと認められるとき
 - （3） 重大な法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為があったと認められるとき
- ・ ガイド印刷後に様式2を提出した場合、市ホームページに掲載しているガイドの内容を訂正します。印刷物については、翌年度以降のガイドの印刷に反映させます。

9 その他

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う事業者、役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う事業者、公序良俗に反する事業を行っていると市が判断した事業者は、掲載できません。
- ・ 掲載事業者に対し、市が実績の報告について協力を求めることがあります。
- ・ サービスの提供については、掲載事業者とガイド利用者の直接取引とし、市は関与しません。トラブルが発生した場合においては、当事者間でその解決に努めてください。

<問合せ・提出先>

大府市産業振興部商工労政課

住 所 〒474-8701 大府市中央町5-70

電 話 0562-45-6227

FAX 0562-47-7320

メール shoko@city.obu.lg.jp